

随意契約理由

令和 6 年(2024 年)3 月 28 日

契 約 担 当 課 名	くらし支援課
発 注 担 当 課 名	くらし支援課
契 約 名 称	高校生世代のひきこもり未然防止事業
契 約 内 容	高校生世代のひきこもり未然防止事業一式
契 約 締 結 日	令和 6 年 3 月 28 日
及 び 契 約 期 間	令和 6 年 3 月 28 日から令和 9 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	とよなか TACT
契 約 金 額	37,419,200 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当) 近年増加している中学校における不登校生徒は中学校卒業後に、相談窓口や支援機関等とつながらず、適切な支援を受けないまま潜在化し、長期間のひきこもりになると、社会的経験不足等により就学や就労が困難となり、生活困窮や生活保護に陥る可能性が高くなる。本事業は、この状況を予防回避するために、高校生世代の若者等に対して、安心・安全な居場所を提供し、若者等とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、仕事体験等の場を提供するとともに、若者等とその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を実施するものである。 そのため、若者等がそれぞれの抱えた状況に応じた安心して過ごせる居場所の提供、学習支援、仕事体験などの関する経験・知識だけではなく、若者等の社会的自立に向けた支援を行うための具体的な支援スキルや体制・ノウハウや関係機関・団体との連携が必要となるが、これらは事業者の実績、専門性、体制、活動内容、想像力等により顕著な差異が認められ、価格のみによる競争入札には適さないことから、公募型プロポーザルにより事業提案内容の審査を実施した。 若者等の抱える課題や支援について熟知しており、本業務で求められる安心安全な居場所の提供、学習支援、仕事体験、個別・集団プログラムなどについて若者の自立に向けた各種取組提案や関係機関等との連携など、具体的かつ適切な提案を行った上記事業者を委託事業者と選定し、委託契約を締結するものである。